

# 先住民共同体による自然資源管理 -メキシコ、オアハカ州、イクストラン・デ・ファレスを対象に-

A study of natural resource management by indigenous community  
-Case study of Ixtlán de Juárez, Oaxaca, México-

時空間デザインプログラム  
12M43262 氏名 増田知久 指導教員 土肥真人  
Environmental Design Program  
Tomohisa Masuda, Adviser Masato Dohi

## ABSTRACT

This study examines an ongoing situation of Ixtlán de Juárez, which is an indigenous community, implementing natural resource management. In this study, analyzing interviews with residents and revealed the relations between actual condition of management system and resident consciousness. Three conclusions have been drawn: 1) Recognition of human rights of indigenous people by the Mexican government, and support by international organization are reinforcing the social system of indigenous community in Oaxaca. 2) Ixtlán de Juárez maintains traditional elements and brings in modern elements for adapting to present social system. 3) The community will be a good model by acquiring autonomy and building up common consciousness for the benefit of community.

## 1章：研究の概要

### 1-1. 研究の背景と目的

20世紀後半から不適切な方法による森林開発は世界的問題となっており、地域共同体が主体となる自然資源管理のあり方が求められている<sup>1</sup>。メキシコ南部オアハカ州シエラ・ノルテ地方にあるイクストラン・デ・ファレス (Ixtlán de Juárez 以下、イクストラン) は、国際的にも有数な生物多様性保全地域とされ、共同体が主体となる自然資源の管理を実践している。オアハカ州は先住民の割合がメキシコ国内で最も高く、先住民の慣習に基づいた行政運営による自治が州法で承認されている。本研究ではイクストランを事例に先住民共同体が主体となる自然資源管理の特徴を捉えるため、メキシコの制度的側面と国際機関からの支援状況を整理し、共同体の社会的側面を特徴付ける要素の実態と意識を明らかにする。

### 1-2. 論文構成と研究の方法

表-1 ヒアリング調査の概要

2章ではオアハカ州で自然資源管理を行なう先住民共同体の法制度的位置づけを把握する。3章では自然資源管理に関する先住民共同体の社会的側面の実態、4章で意識の把握、5章で総合考察・結論とする。研究方法は主に文献調査、WEB調査、イクストラン住民へのヒアリング調査を用いる。ヒアリング調査の概要を[表-1]に示す。

方法	現地ヒアリング調査	件数	12件
時期	2014年11月12日～27日		
調査項目	対応箇所		
権利移譲期間の状況	3-1		
森林管理の権利の回復			
共同体の現況			
自然資源管理による変化			
コムネロとシウダーノの関係	3-2	4-1	
土地所有形態と自然資源管理	3-3	4-2	
行政組織と自然資源管理	3-4	4-3	
共同体の慣習と自治	3-4	4-3	
コミュニティ企業と自然管理	3-5	4-4	
共益活動(テキオ)と自然管理	3-6	4-5	

### 1-3. 先行研究

日本ではオアハカ州の先住民研究は文化人類学の分野である<sup>2</sup>。イクストランの森林管理の調査はあるが、概要紹介に留まっている<sup>3</sup>。世界的には林業と観光の研究<sup>4</sup>はあるが、共同体の社会的側面の実態と意識の関連を分析した研究はない。

## 2章：自然資源管理を行なう先住民共同体の位置づけ

### 2-1. メキシコの土地所有制度-共有地

メキシコの土地所有形態には私有地と公有地の他に共同体により集団的に所有されるエヒードと共有地がある<sup>5</sup>。共有地は先住民共同体により所有され、基本的には売買・譲渡・賃貸借の対象とはならず、土地に対する権利は他人に移譲されない。メキシコ全土の土地所有形態別の割合の中で共有地は僅か3.4%だが、オアハカ州では共有地の割合が41%と国内で最も高くなっている<sup>6</sup>。[図-1]オアハカ州は山地が多く複雑な地形で生産性が低く、歴史的に先住民の土地が大規模農園に取り込まれることがなかったのがその理由とされる。

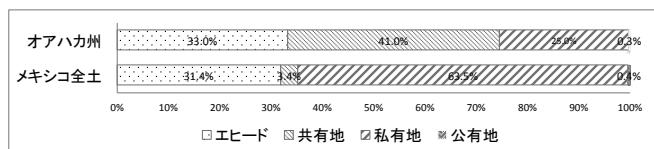


図-1 オアハカ州とメキシコ全土の土地所有形態別の割合

出所: Bray(2007)「Los Bosques Comunitarios de México」SEMARNAT.

### 2-2. メキシコ環境行政とコミュニティ林業

世界的に森林の所有は私有林か公有林に二分されるのが一般的だが、メキシコは共有林の占める割合が八割と世界で二番目に高い<sup>7</sup>。メキシコの環境行政は SEMARNAT (環境天然

資源省)が担い、2004年にはその管轄下にCONAFOR(国家森林委員会)が設立され、森林管理を目的としたプログラムを実施している。2010年には、環境政策の成果として10年前と比較すると森林の減少率を0.52%から0.24%に抑えることに成功した<sup>8</sup>。コミュニティ林業を行う共同体は約2,300あり、生産規模に応じて1)家庭利用2)丸太材の生産3)伐採と運搬4)伐採・運搬・製材の4つに分類される<sup>9</sup>。林業の総合的プロセスのあるタイプ4には総数1177中オアハカ州では31の共同体があり、イクストランはこの内の一つである。

### 2-3. 先住民共同体の慣習的運営とオアハカの制度改革

メキシコの先住民共同体では彼らの文化を構築する「Usos y Costumbres(利用と慣習)」という伝統的慣習を代々口伝し、維持している<sup>10</sup>。この慣習は明文化されていないが、行政役員を選出する方法、行政役員が階梯形式に役職を経験していくカルゴ・システムによる行政運営、共益活動の実施と関係している。オアハカ州は95年に州法でムニシピオ(自治体)の「利用と慣習」に基づいた役員選出が初めて認められ、現在は州内570あるムニシピオの内、418が「利用と慣習」を採用している。「利用と慣習」による役員選出は他州の共同体でもあるが、公的に認めているのはオアハカ州のみである<sup>11</sup>。

### 2-4. 國際機関からの支援状況

WWF(世界自然保護基金)は1990年にメキシコ支部をオアハカ市に設立し、自然豊かな森林を維持してきた先住民共同体を援助してきた。シエラ・ノルテ地方では7つの先住民共同体に対して支援を行い、イクストランへは世界的にも重要な自然資源の保護地域を表彰する「Gift to the Earth」の授与や林業部門促進のために家具工場とエコツーリズム企業に対して助言を行なった。FSC(森林管理協議会)は森林認証を行なう国際機関で、森林環境を適切に保全し、経済的にも持続可能な森林管理の推進を目的としている。適切な森林の管理办法とその森林に由来する製品を認証するのが「森林認証制度」であり、イクストランは2001年に認証を受けた。

## 3章：イクストランの自然資源管理の社会的側面

シエラ・ノルテ地方の社会学者Ramos.FとMartinez.Jは、先住民の世界観を構成し自然管理と関係する要素に共有地(3-3)、共的組織(3-4)、共的活動(3-6)をあげており<sup>12</sup>、本章ではコミュニティ企業(3-5)を加え、先住民共同体の社会的側面を特徴付ける要素とし、自然管理との関係性を検討する。

### 3-1. イクストランの概要

イクストランはオアハカ州の州都から北に60kmにある山間部の共同体で、先住民のサボテカ族を起源としている。森林管理に関わる出来事の年表を[図-2]、地域概況を[図-3]に示す。人口2790人の内、約1500人が先住民言語話者である。

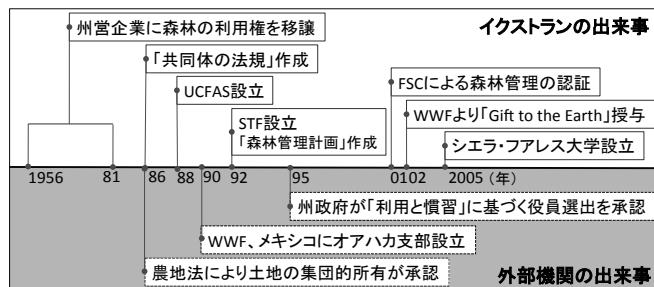


図-2. 森林に関する出来事の年表

共同体は豊かな森林を有し、その資源を活用した林業で発展してきた。20世紀の半ば政府は工業発展を推進し、州営企業FAPATUX(製紙工場)を設立、同企業にシエラ・ノルテ地方の森林の利用権を1956年から81年まで25年間、移譲していた。政府は移譲期間の延長を試みたが、森林開発に反対した共同体は訴訟を起こし、85年に森林の権利を回復した。その後、共同体は独自の林業を発展していくため、88年に伐採・製材・商品化のプロセスを統合したコミュニティ企業UCFAS(森林牧畜サービス団体)、92年にはSTF(森林技術サービス企業)が設立され、10年間の森林管理計画を策定し、それに基づいた林業を初め、その後イクストランはFSCより森林認証を受け、WWFやCONAFORから支援を受けている<sup>13</sup>。ここ20年間で人口は約千人増加し、役場等の重要施設が改築され、2005年には大学も設立された<sup>14</sup>。このようにイクストランでは近年、社会環境が改善し、現在でも自足的生活を営む周囲の先住民共同体とは異なる状況を呈している。

### 3-2. 共同体における二種類の住民

共同体の住民は有する権利と義務の違いによりコムネロとシウダーノに二分される。コムネロは1986年にメキシコ憲法第28条の農地法により土地の集団的所有権を付与された者達で、当時は384名いた。コムネロになれるのは共同体の出身者、且つその子供だけであり、状態により4つに分類される。2013年には510人がコムネロで、活動中のコムネロは225人、活動の義務が無い60歳以上が81人、既に死んでいるがリストから除名されること無く権利を維持している故人が90人、活動不参加者が114人である。シウダーノ約二千人は共同体で生活しているが、土地の所有権を有していない住民である。住民が有する権利と義務を規定する書類として86年に作成された「共同体の法規」がある。これは国の法律とは別に共同体の内部規則が定められている。コムネロの権利には、自然資源の合理的利用のための森へのアクセス権、行政役員選出の選挙権、コミュニティ企業の利益の受益権などがある。コムネロの義務には総会への参加、カルゴ(役職)の達成、共益活動の実施がある。シウダーノには自然管理の活動義務はなく、自然資源の利用権も制限されている。

### 3-3. 土地所有の状況

イクストランの土地所有形態は共有地で、現在は510名のコムネロにより共同体が有する全ての土地が集団的に管理されている。イクストランは19,310haの面積を有し、森林は18,700haでこの土地の80%を森林が占めており、その内

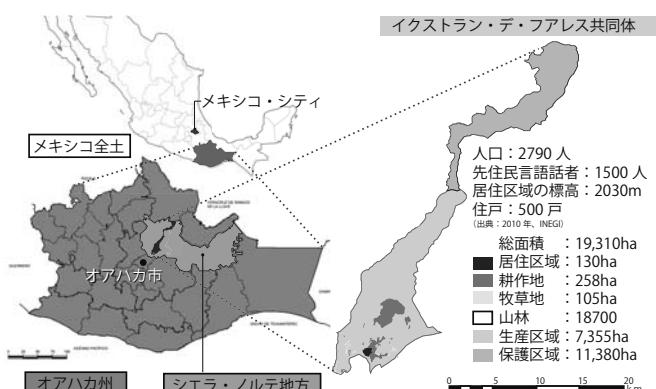


図-3. イクストランの地域概況

出所: Ayuntamiento Ixtlán de Juárez.(2005)「Plan para el Desarrollo Integral, Sustentable de Ixtlán de Juárez」

7,355ha は林業のための生産区域であり、11,380ha は保護区域、居住区域として 130ha に当てられている<sup>15</sup>。2 章で説明したように共有地は売買・賃貸借が禁止されているが、住民へのヒアリングによると居住区域はコムネロがシウダーノの利用権を尊重し、土地を貸している状態である<sup>16</sup>。

#### 3-4. 行政組織-ムニシピオとコムニダ・アグラリア

イクストランはムニシピオとコムニダ・アグラリアの二つの行政組織により運営されている。ムニシピオの行政カルゴを【表-2】に記す。ムニシピオは居住区域内の一般的な行政サービスを担い、コムニダ・アグラリアは土地及び自然資源の管理を担う行政組織である。コムネロは二つの行政組織の役員になれるが、シウダーノはコムニダ・アグラリアの役員になれない。どちらの行政組織も「利用と慣習」に基づき住民の総会で行政役員を選出しており、外部の政治政党の干渉を受けない。また、カルゴ・システムに基づいているため、役員は低位の役職から始まり、経験を積んでいくことで高位の役職に就く。行政役員へのヒアリングによると二つの行政組織は互いの業務を尊重し合い協調関係にある。

次にコムニダ・アグラリアの行政組織とコミュニティ企業の関係図を【図-4】に示す。コムネロの総会は共同体の意思決定の最高機関で、全コムネロの参加が義務である。総会は「共同体の法規」で規定された権限を有し、行政役員の選出を行なっている。実質的代表組織は共有地財産管理委員会で、この委員会は共同体の情報分析、総会への収支報告、コミュニティ企業による利益の分配、土地利用の設定、共益活動の招集を行なっている。自然資源管理に関しては、監査委員会と森林保護団体が定期的に森の巡回や保護活動をしている。

#### 3-5. コミュニティ企業

イクストランには8つのコミュニティ企業があり、内4つが林業分野である。これらの企業は共同体の規模に適した運営をするため、コムニダ・アグラリアの組織の監督下にある。自然資源管理に関しては STF が担い、森林管理計画の立案、伐採区域の選定、植林等の環境維持活動をしている。UCFAS は板材を製造し、家具製造は PCFM が担っている。家具は州内の公立学校と TIP 家具店で販売するものがある。コミュニティ企業の利益は、30%を企業の設備投資、40%を雇用者の給与、30%をコムニダ・アグラリアに分配しており、コムニダ・アグラリアへ還元された利益は、森林の保護活動の維持費、高齢者的生活費、インフラの整備費等に充てられる<sup>17</sup>。

表-3 イクストランの社会的侧面の特徴と、要素ごとのコムネロとシウダーノの違い

	住民の種類	人数	共有地	行政組織	コミュニティ企業	共益活動
違い	コムネロ	510人(活動中は225人)	所有権を有する	コムニダ・アグラリアとムニシピオの役員になれる	運営者、雇用者、利益分配の対象	居住区域内の活動と自然資源管理の活動の二つに参加する義務がある
	シウダーノ	約2000人	利用権を有する	ムニシピオの役員のみなれる	雇用者	居住区域内の活動のみ参加する義務
特徴	・「共同体の法規」が権利と義務を規定	・シウダーノの数が近年増加	・全ての土地をコムネロが集団的管理	・二つの行政組織がある ・総会において役員を選出 ・外部の政党から干渉を受けない	・コムニダ・アグラリアの管轄下 ・収益の一部を共同体に還元 ・林業の範囲は生産区域内	・招集する行政組織により居住区域内の活動と自然資源管理の活動がある

#### 3-6. 共益活動-テキオ

オアハカ州の先住民共同体では「テキオ (Tequio)」という共益活動が現在でも行なわれている。イクストランのテキオは招集をかける行政組織により種類が異なる。ムニシピオによるテキオは、居住区域内の住民生活のために道路・墓地・水道管等の清掃と整備が行なわれる。コムニダ・アグラリアによるテキオは STF が立案した森林管理計画に基づき自然資源の管理と保護をしていくものであり、山道や川の清掃、植林、木々の成長管理のための間伐、共同体の全領域を確認するための森の巡回をしている。どちらの共益活動も基本的に無報酬である。コムネロは自然資源管理を行なう共益活動への参加が義務づけられているが、シウダーノにはコムニダ・アグラリアのテキオへの参加義務はない。

本章で把握したイクストランの社会的側面の特徴と、要素ごとのコムネロとシウダーノの違いを【表-3】にまとめる。

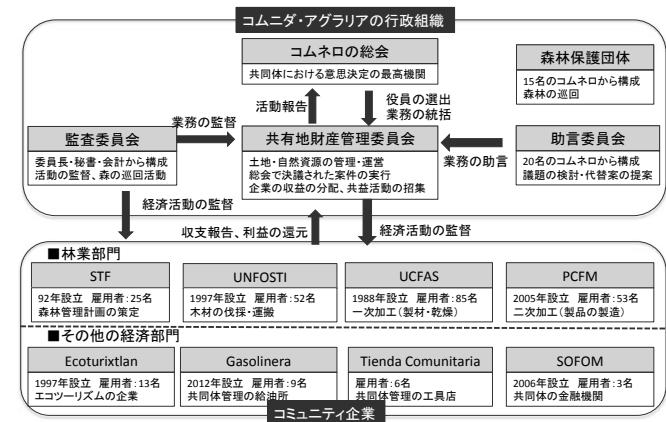


図-4 コムニダ・アグラリアの行政組織とコミュニティ企業の関係

#### 4章：イクストランの自然資源管理に関する住民意識

本章ではヒアリング調査で収集した住民の意見からイクストランの自然管理に関する住民意識を明らかにする。ヒアリング対象者の情報を【表-4】に示す。分析方法はヒアリングで得られた住民の言説から意識に関するもの抽出し、意見レベルを作成し、各要素に対応する内容に分類した。【図-5】

##### 4-1. 「コムネロとシウダーノ」に関する住民の意識

コムネロは特権的であることを自身も認識しているが、共同体では両者に雇用機会があり、社会的経済的の違いは今回のヒアリング対象者からは把握できず、両者は共同体内で共存しているという意見が多くみられた。

##### 4-2. 「土地所有形態-共有地」に関する住民の意識

土地所有形態が共有地であることは、共同体の自立した運営と自然資源管理及び管理組織の形成に貢献している。住民は土地の所有権をコムネロの重要な権利と認識している。土地の売買については否定的な意見が多く、売買が頻繁に行なわれないことが共同体の成長を抑制していることがわかった。

そして活動維持が困難になるという懸念から私有地化に対する抵抗意識が明らかになった。

### 4-3. 「利用と慣習」と「行政組織」に関する住民の意識

「利用と慣習」は共同体の自治と社会システムの維持に貢献し、自治のために段階的に共同体の運営を学ぶカルゴ・システムが重要であり、「共同体の法規」を維持していることがその手段であることが把握できた。また、コムニダ・アグラリアにおいて、集団的意思決定の場となるコムネロの総会と、コミュニティ企業を統括する共有地財産管理委員会が自然資源管理の重要な機関であることがわかった。

表-4 ヒアリング対象者の概要

記号	年齢	性別	職(日本語)	種類
A	50歳	男	共有地財産管理委員会の委員長	コムネロ
B	56歳	男	監査委員会の秘書	コムネロ
C	34歳	男	ムニシピオの秘書	シウダーノー
D	50歳	男	ムニシピオの共益委員	コムネロ
E	36歳	男	STFの局長	コムネロ
F	30歳	女	エコツーリズム企業の運営者	コムネロ
G	60歳	男	助言委員会の役員、語り部	コムネロ
H	30歳	女	ガリカラの運営者	シウダーノー
I	27歳	男	森林保護団体のメンバー	コムネロの候補者
J	56歳	男	メルカドの店員(現役経験者)	コムネロ
K	52歳	男	州政府のエコラ・フアレス地方役員	シウダーノー
L	40代	男	家具製造所の職員	コムネロ

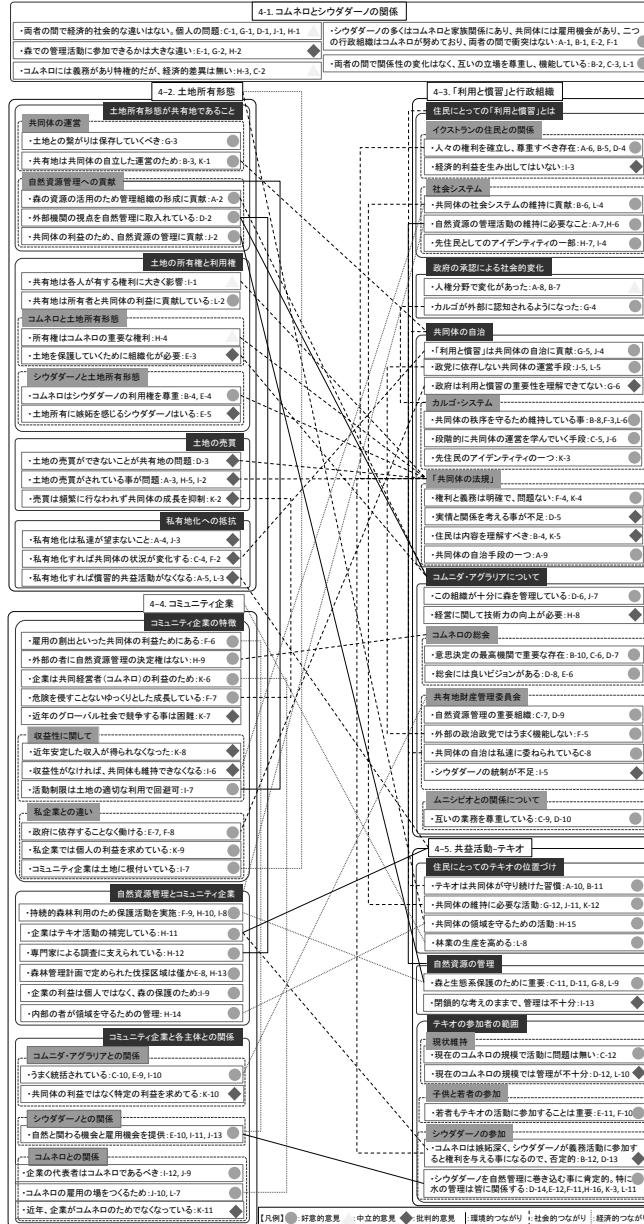


図-5 自然資源管理に関する住民意識の分類とその関係図

### 4-4. 「コミュニティ企業」に関する住民の意識

コミュニティ企業は土地に根付き、コムネロと密接に繋がり、共同体内で持続性が求められている。企業はテキオによる管理活動を補完し、コムニダ・アグラリアの組織によりうまく統括されているが、活動区域における経済性の制限という問題が指摘されている。しかし、この問題は植林活動の実施といった土地の適切な利用で回避できるという。

### 4-5. 「共益活動-テキオ」に関する住民の意識

共益活動であるテキオは住民が共同体を守るために維持してきた習慣であり、森の管理にとって重要である。活動参加者の範囲を現状維持するか拡大していかという両面の意見がみられ、権利と義務に対する認識の中で住民の葛藤がある。

### 4-6. 自然資源管理に関する住民意識の考察

意見間の繋がりの線は38本ある。環境的繋がりは7本と少なかったが4つの要素に横断的にみられた。社会的繋がりは23本と最も多く、特に「利用と慣習」と「土地所有形態」の間で多かった。経済的繋がり9本は「コミュニティ企業」を起点としているものが多かった。要素間の関係性は無数にあり、共同体の特徴的要素は相互依存的に連関している。

## 5章：総合考察と結論

本研究から以下の点が考察される。1). 政府による土地所有制度や先住民の権利の承認、国際機関による評価と支援は、オアハカ州の文化的多様性と生物的多様性を強化している。2). イクストランは、テキオ、カルゴ・システム、コムネロとシウダーノーの二種類の住民、共有地など伝統的要素を維持しており、同時に機能的な組織形態やコミュニティ企業といった近代的要素を内部に取り込むことで、現代の社会システムに適応した先住民共同体となっている。[図-6] 3). 先住民共同体の存続と自然資源管理には強い相互性があり、「共同体の利益」を希求する住民の共通意識と、権利と義務を定める「共同体の法規」に支えられ、共同体が自治を獲得していくことで、地域の文脈にあった自然資源管理の一つとなり得る。

### 参考文献・注

- [井上(編)(2001)『コモンズの社会学、森・川・海の資源共同管理を考える』新曜社
- [黒田(2013)『メキシコのゆくえ-国家を超える先住民たち』勉誠出版、神野(2006)『メキシコ先住民共同体と都市-都市移住者を取り込んだ伝統的組織の変容』慶應義塾大学出版
- [松崎(2010)「メキシコ・オアハカのイクストラン・デ・ファレスにおけるコミュニティ林業の管理」S A T O Y A M A イニシアティブ
- [Susana. S. M (2008)「Análisis de la gestión forestal comunitaria y sus implicaciones sociales en Ixtlán de Juárez, Oaxaca (Méjico)」Universidad Politécnica de Madrid.は林業の研究, Gamboa, M. N. (2013)「Community participation in the alternative tourism center ECOTURIXTLAN, Municipality of Ixtlán de Juárez, Oaxaca, México.」Universidad autónoma de San Luis potosi.はエコツーリズムの研究
- メキシコの土地所有形態は石井(2008)「ラテンアメリカ農地改革論」学術出版会に詳説。エヒードはメキシコ革命後(1917年)に大土地農園の分解に伴い生まれた土地所有形態。
- INEGI(メキシコ統計局)Censo Agropecuario,2007,VII Censo Agrícola y Forestal.
- Bray(2007)「Los Bosques Comunitarios de México」SEMARAT.
- 林野庁(2012)「CDM 植林総合推進対策事業報告書(途上国の情報収集・整備)」
- 注7に同じ。
- 齋藤(2009)「メキシコ、オアハカ州の先住民居住地における行政運営での住民参加」上智大学イペロアメリカ研究, 30 (2) 紀要を参照。
- R. Angelica(2005)「Dies Vocabos a Díes años: reflexiones sobre los usos y costumbres a diez años del reconocimiento legal」参照。
- Ramos.F (2004)「La Propiedad Comunal y el Acceso a los Recursos Naturales. El caso de los Zapotecas de la Sierra Juárez de Oaxaca, México」, Martinez. J (2002)「Comunalidad y autonomía」. Fundación Comunalidad 参考。
- A.Sosa(2003)「Emprendimientos productivos colectivos en el mundoreural」p.83-109.
- 役場は1993年に改築、シエラ・フアレス大学は2005年に設立された。
- Ayuntamiento Ixtlán de Juárez, Oax. (2005)「Plan para el desarrollo Integral y Sustentable」参照。
- ヒアリング番号: B、監査委員会の秘書より。
- Martin, C(2010)「Una experiencia de desarrollo local: Ixtlán de Juárez, Oaxaca, En la búsqueda del desarrollo integral sostenible y sustentable」Revista Desarrollo Local Sostenible Vol 3, N°7

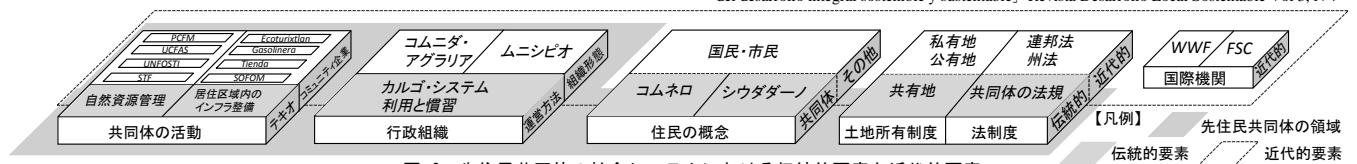


図-6 先住民共同体の社会システムにおける伝統的要素と近代的要素